

今、取り組む経営戦略

ワーク・ライフ・バランス plus 取組ガイドブック



少子高齢化時代を生き抜く企業のキーワード ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりは、優秀な人材の確保と定着、業務やコストの効率化など、企業がこれからの時代を生き抜くためには、今まさに取り組むべき『経営戦略』です。

従業員が、『ワーク』と『ライフ』、それをバランスよく両立できる職場環境整備に取り組み、時代を生き抜く競争力を高めていきましょう。

ワーク・ライフ・バランスとは

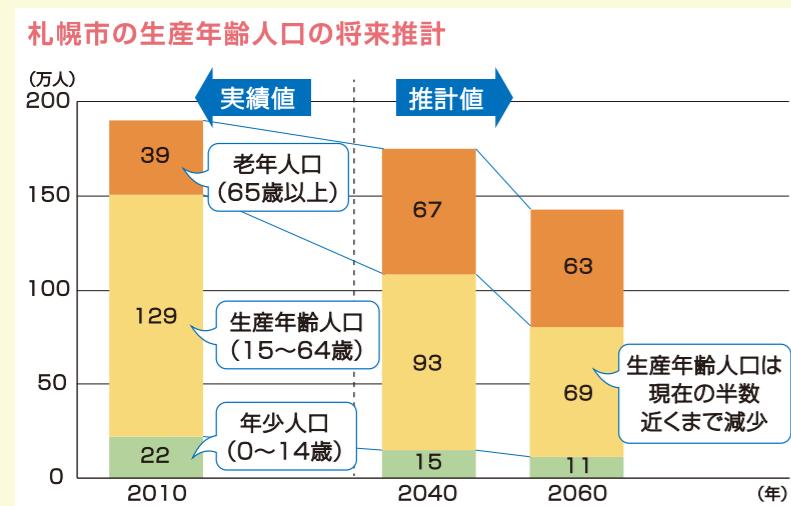
それぞれの人にとって、仕事の責任を果たしつつ、家庭生活、地域生活、自己啓発などの仕事以外の諸活動を希望するバランスで両立している状態にあること

ワーク・ライフ・バランスは、企業が今取り組むべき経営戦略です

現状を把握し、近い将来を見据えた戦略を今、考えましょう

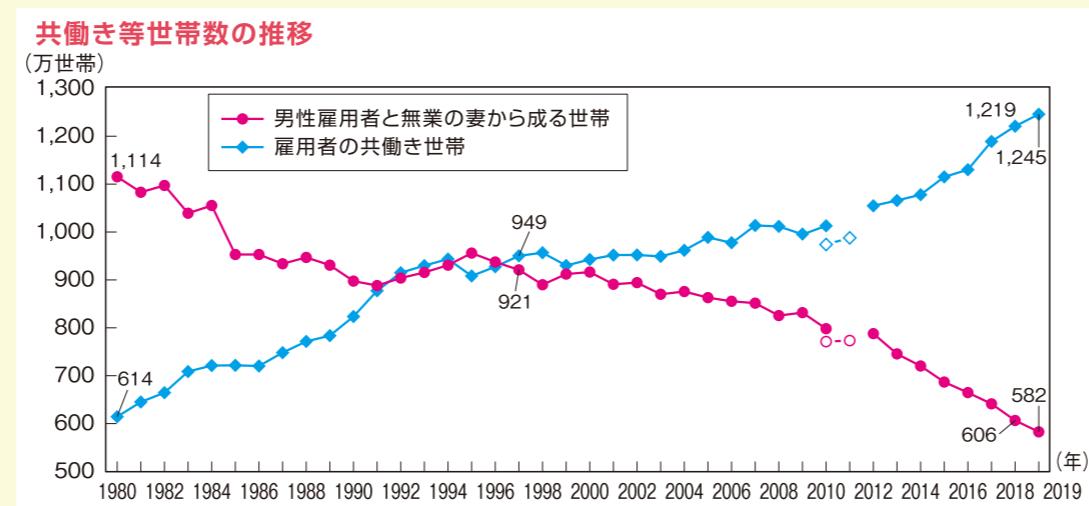
生産年齢人口の減少

札幌市の2060年の生産年齢人口は、現在の半数近くまで減少すると推計されています。企業の活動や成長に欠かせない優秀な人材を確保・維持するためにも、子育てや介護をしながらでも働きやすい職場環境づくりが急務です。



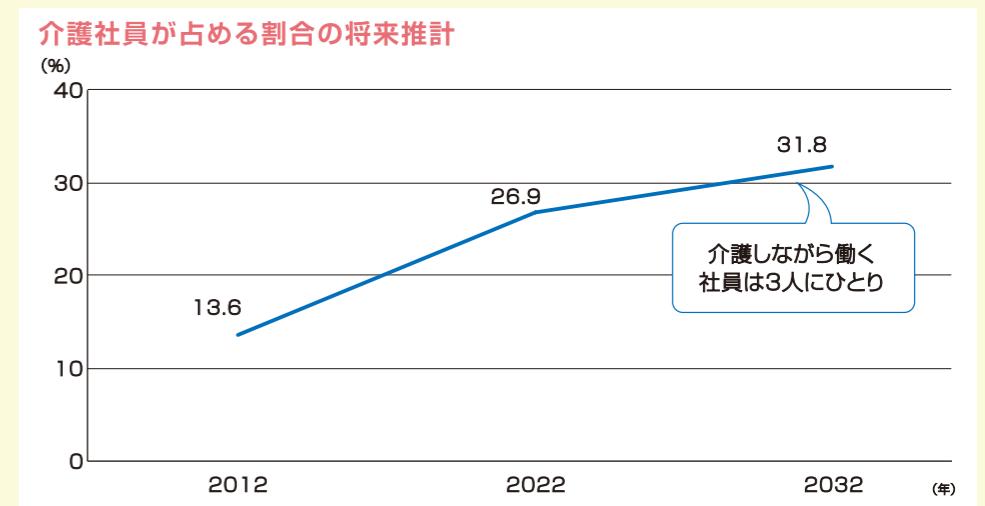
共働き世帯の増加

今や半数を超える夫婦が共働きという時代。互いに協力し合って、仕事と生活のいずれについても、それぞれが役割を担っていく必要があります。



介護を抱える社員は3人にひとり

急速に進む少子高齢化社会は、子育てのみでなく介護離職による労働力不足に大きく影響を与えます。介護人口がピークに達する2030年頃には、社内の3人にひとりが介護をしながら働く社会になるという試算もあり、多くの人が、場所や時間などの制約がありながら働く社会になります。



札幌市は、男女が共に活躍できる職場づくりを応援します！

ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証を行います

●ワーク・ライフ・バランスplusとは

仕事と子育ての両立

札幌市では、「仕事と子育ての両立」を支援するため、平成20年からワーク・ライフ・バランス推進事業を実施し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を独自の基準で認証するとともに、助成金の支給や推進アドバイザーの派遣等の支援を行ってきました。

女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という)が制定され、男性の意識改革や働き方の改革も含めたワーク・ライフ・バランスを実現し、男女が共に活躍でき、自分らしく働ける環境整備がより一層求められています。

札幌市では、ワーク・ライフ・バランスと女性活躍に積極的に取り組む企業を、取組内容に応じて認証する「札幌市ワーク・ライフ・バランス plus企業認証制度(WLBplus)」を創設しました。

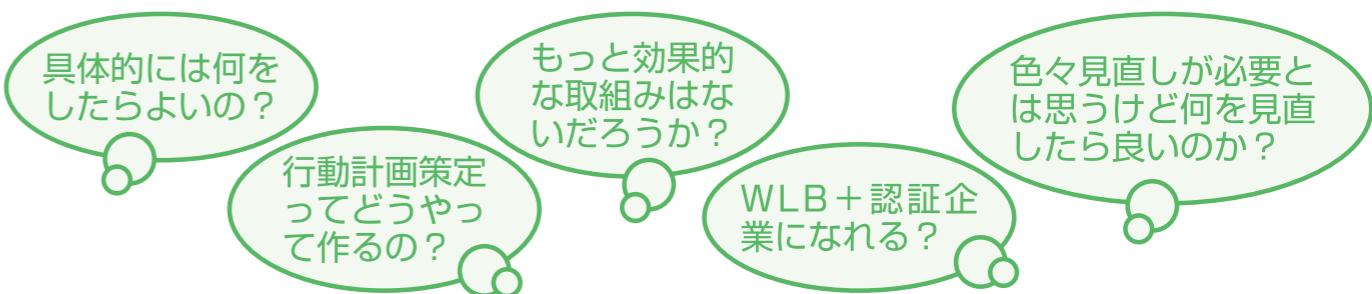
●認証は3段階

STEP1 取組推進企業	ワーク・ライフ・バランスplus取組確認シートで取組み内容を明らかにする。 従業員数10人以上の企業…就業規則を労働基準監督署に届け出ている。 従業員数10人以下の企業…労働協約や雇用契約書等がある。
STEP2 行動計画策定企業	STEP1に加え「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく行動計画を策定している。
STEP3 先進取組企業	STEP2に加え、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関し、労働関連法令に基づく最低基準を上回る制度を規定している。 例:子が3歳に達するまで育儿休業を取得できる。等…

申込等詳しくはP7～P8をご覧下さい。

無料でアドバイザーを派遣します

ワークライフバランスや女性の活躍の取組みでこんな疑問や困りごとありませんか？



ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に関する取組みは、企業の業種、従業員の構成、規模、取組みの進捗状況などでそれぞれ異なっています。

個々の企業の置かれている状況や課題にあわせた解決ができるよう、アドバイザー(社会保険労務士など)を無料で派遣し取組みが一層推進されるよう支援しています。

確認シートや申請書など詳しい手続きは、

札幌市 アドバイザー派遣



で検索

WLBplus 認証マーク



私たちの生活は、家族や同事仲間、地域の人々などが相互に思いやりによってバランスが整えられています。このマークは、この「思いやりの心」をテーマに、「Work-Life Balance」それぞれの頭文字を用いたハートマークにより構成されており、一人ひとりの「思いやり」が、男女を問わず自由に活躍できる社会を作つてほしいという思いが込められています。

(作成者:澤口優七さん(札幌市立大学デザイン学部))

札幌市ワーク・ライフ・バランスplusの認証を受けた企業は、WLBplus認証マークを名刺などの印刷物や企業ウェブページに掲載することができます。

認証企業は助成金や 契約上の優遇など、 さまざまなバックアップが受けられます!

認証制度の詳細は7-8ページへ▶

育児休業等助成金

【お問い合わせ先：子ども未来局子ども企画課（211-2982）】

育児休業等の具体的な取組みが促進されるよう、
一定条件を満たした企業に対し、助成金を支給します。
※申請には期限があります。詳しくはホームページをご確認ください。



①育児休業取得助成金 **20万円** ステップ2 以上

支給条件 ■企業として、初めての育児休業取得者が出了したこと。

※6か月以上継続雇用された従業員が3か月以上休業し、復帰後1か月以上継続雇用されていること。

②育児休業代替要員雇用助成金 **最大60万円** ステップ2 以上

支給条件 ■育児休業取得に伴い、企業として、初めての代替要員を雇用したこと。

※育児休業取得者は、6か月以上継続雇用されて3か月以上休業を取得し、復帰後1か月以上継続雇用されていること。
※代替要員は、育児休業取得者と同一の事業所及び事務所で職務を代替し、所定労働時間が概ね同等であること。

③男性の育児休業取得助成金 **10~30万円** ステップ1 以上

支給条件 ■初めての育児休業を取得した男性従業員が出たこと。

※令和2年4月以降に育児休業を取得したこと。
※6か月以上継続雇用された男性従業員が勤務を要しない日を除いて5日以上の育児休業を取得し、
復帰後1か月以上継続雇用されていること。
※1企業につき、3人まで助成可能です。
※5日以上:10万円、10日以上:20万円、1か月以上:30万円

④「子の看護休暇」有給制度創設助成金 **10万円** ステップ1 以上

支給条件 ■企業として、有給の「子の看護休暇制度」を規定し、5回以上利用されたこと。
※令和2年4月以降に、新たに有給の「子の看護休暇」を就業規則に規定したこと。
※休暇取得者が、休暇取得後も継続雇用されていること。
※1企業につき、1回のみの助成です。

契約上の優遇制度

【お問い合わせ先：財政局契約管理課（211-2152）】

札幌市競争入札参加資格者名簿に登録のある認証企業に対し、
契約上の優遇制度を設けています。



工事契約

①札幌市競争入札参加資格審査(工事)
の際、主觀的評定点が5点加算されます。

ステップ2 以上

②総合評価落札方式(人材育成型)
において、技術評価点を区分に応じて加算する場合があります。

ステップ1 以上

※企業規模に応じて条件が異なります。

融資制度

【お問い合わせ先：経済観光局商業・経営支援担当課（211-2372）】

認証を取得した中小企業は、札幌市中小企業融資制度の「札幌みらい資金」を
利用することができます。 ※利用にあたっては、金融機関及び信用保証協会による審査があります。



認証マーク使用

【お問い合わせ先：市民文化局男女共同参画課（211-2962）】

認証企業は、印刷物やwebページに認証マークを掲載することができます。

求人の際にも「認証企業」であることをアピールできます

市内ハローワーク（ハローワーク札幌・ハローワーク札幌北・ハローワーク札幌東）の求人票の備考欄
に「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証企業」と表示することが出来ます。（ご希望の場合は、求
人申込の際、「会社の特徴」欄に「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証企業」と記載してください。）

助成金支給や契約上の優遇制度には様々な条件があります。詳しくはHPをご覧ください。

札幌市 ワーク・ライフ・バランスplus 支援

で検索



札幌市ワーク・ライフ・バランス plus認証企業になるためには

ワーク・ライフ・バランスと女性活躍を推進する取組内容を確認し、札幌市に所定の申請を行います。札幌市は企業の取組内容に応じて、1~3のステップで認証します。企業は、認証ステップに応じて育児休業等の助成金や融資、契約上の優遇などの制度を利用することができます。

認証は企業単位で受けられます。企業の規模は問いません。

ステップ1 「取組推進企業」の認証を受ける

下記の条件を満たすことで「取組推進企業」として認証されます。

- ◇ 札幌市内に事業所があること。
- ◇ ワーク・ライフ・バランスplus取組確認シートにより、取組内容を明らかにすること。
- ◇ 就業規則を労働基準監督署に届け出ていること(従業員数10人以上の企業)。

確認シートには具体的な取組内容が記載されています。既に取り組んでいるものに○印をつけてください。

確認シート	PDF版	ワード版

企業認証申請書	PDF版	ワード版

確認シートや申請書など詳しい手続きは、

札幌市 ワーク・ライフ・バランスplus 認証の要件と申請方法 で検索



ステップ2 「行動計画策定企業」の認証を受ける

ステップ1に加えて、①「次世代育成対策推進法」及び②「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出していることで「行動計画策定企業」として認証されます。

一般事業主行動計画とは?

①、②それぞれの法律に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図る雇用環境の整備や、女性の活躍についての取組みを進めるにあたって、期間や目標、目的達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。
※①および②に基づく計画は、従業員数101人以上の企業に計画の策定、労働局への届け出、公表、周知の義務があります。

行動計画策定にあたっては、厚生労働省ホームページ
(次世代育成支援対策推進法 <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>
女性活躍推進法 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>)
をご参照ください。

ステップ3 「先進取組企業」の認証を受ける

ステップ2に加えて、労働関係法令に基づく最低基準を上回る制度を規定していることで「先進取組企業」として認証されます。

〈法令に基づく規定を上回る例〉

- ◇ 子が3歳に達するまで育児休業を取得できる。
- ◇ 子が小学校に入学するまで短時間勤務をすることができる。
- ◇ 育児休業を取得した従業員に対する職場復帰プログラムがある。

◆国や北海道でも各種支援をしています。

北海道労働局雇用環境・均等部

企画課(助成金制度)電話:011-788-7874

指導課(企業認定制度)電話:011-709-2715

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

電話:011-204-5354

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritutop.htm>



札幌市 LGBT フレンドリー企業

よくある質問

Q1 申請書はどのように提出すればよいですか?

- A 必要書類を添付の上、郵送もしくはメールでご申請ください。
 【郵 送】 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
 札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課 宛
 【メール】 danjo@city.sapporo.jp
 ※メールでご申請いただく場合は、恐れ入りますがお電話にてご一報ください

Q2 札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の申請はステップ1から始めなくてはいけないのですか?

- A 認証要件を満たしていれば、ステップ1を取得していなくても、ステップ2もしくはステップ3から申請することが可能です。

Q3 認証に有効期限はあるのですか?

- A 有効期限は設けておりません。しかし、取組状況など、登録内容に変更があった場合には、その内容を「札幌市WLplus企業情報登録内容変更届」にて速やかにお知らせください。

Q4 認証後の流れをおしえてください。

- A 札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証書、啓発ポスター・ステッカーなどを郵送いたします。
 また、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業検索サイトに企業情報を掲載させていただきます。



札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証書



ポスター



ステッカー

札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業検索サイト
<http://www2.city.sapporo.jp/danjo/wlbplus/kensaku/>

知っていますか? 札幌市LGBTフレンドリー指標制度

札幌市LGBTフレンドリー指標制度とは

札幌市では、性的マイノリティ(LGBT)に関する企業での取組を促進することを目的として、LGBTフレンドリーな取組や対応を進める市内企業を一定の指標に基づいて登録するLGBTフレンドリー指標制度を実施しています。
 登録を受けた企業には、登録証を交付するほか、企業の情報や取組の内容について、HPなどで広報を行っています。

■ 指標内容

以下に該当する取組が1つ以上あることをご確認ください。

1 基本方針に関する事。

企業の社内規定等にLGBTへの差別やLGBTへのハラスメントの禁止に関する記述がある。

2 啓発に関する事。

従業員向けにLGBTに関する研修やセミナーを年1回以上実施している。

3 内部体制に関する事。

従業員がLGBTに関する悩みを打ち明けられる体制がある。

4 福利厚生に関する事。

同性パートナーへの福利厚生等が認められている。

5 配慮に関する事。

LGBTの従業員又は顧客に配慮し、利用しやすい環境の整備やサービスがある。

6 協力連携に関する事。

札幌市内において、LGBT当事者の団体等が開催する社外のイベント(LGBTの理解促進に関するものに限る。)に協力又はLGBT当事者の団体等と連携した取組(LGBTの理解促進に関するものに限る。)がある。

7 その他

市長が適当と認めるもの。

■ 評価方法

取組のある指標項目の数に応じて、星の数で登録します。



取組が1~2項目 取組が3~4項目 取組が5項目以上

■ 必要書類

下記書類のご提出をお願いします。メールでお手続きが可能です。

- 申請書【様式第1号】
- 取組の事実が確認できる資料
(例:就業規則、研修資料、写真、図面等)

※過去3年以内に行っている取組が対象です。

■ ご留意事項

- 市内企業または市内事業所単位で登録が可能です。
- 3年ごとに更新が必要です。

詳細は札幌市公式ホームページをご覧ください

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/lgbt/sihyo.html>

(QRコードからも
読み取りができます。)



【お問い合わせ】

札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課 TEL: 011-211-2962
 メール: danjo@city.sapporo.jp

SAPP_URO

札幌市は、女性も男性も、
誰もが希望のライフスタイルを実現できるまちを目指し
さまざまな取組みを行っています。

https://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/wlb_katsuyaku/index.html



ワークライフバランスplusに関する詳しい情報は、ホームページで。

札幌市 ワーク・ライフ・バランスplus で検索



札幌市市民文化局 男女共同参画室

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL:011-211-2962 FAX:011-218-5164

E-mail:danjo@city.sapporo.jp

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/>



さっぽろ市
01-004-22-819
R4-1-70